新潟県高等学校教職員組合（新高教）本部作成

臨時・非常勤教職員アンケート（2020年7月実施）

分会名

7月３１日までに担当者　　　　　　　　　（役職名　　　　　　　）に出して下さい

Ⅰ．臨時職員の方へ伺います（別紙速報を参照願います）

Ｑ離職期間について昨年のアンケートでも離職期間に補習授業や部活動指導などあったとする報告がありました。交渉により他県で離職期間の短縮・撤廃が進んでいたことから、2009年に「１か月」から15日へ短縮し、2018年度からは7日まで短縮し、ようやく2020年度から撤廃することができました。今年度の採用期間など問題、要望はありませんか？

Ｑ離職期間が撤廃され、社会保険も地方公務員共済制度が適用されることとなりました。問題、要望はありませんか？

Ｑ給与の上限（教育職の方は１級73号給275,500円）の撤廃を組合は要求しています。他県でも検討を始めていることが昨年の交渉で明らかになっています。勤務年数による昇給を実現するためにもご意見をお書きください。

Ｑ休暇制度が一部改善しましたが、私傷病休暇など「無給」となっています。有休取得を求めていますが実態や要望をお書きください。

Ｑその他、臨時職員の方々の勤務労働条件に関して要望・意見をお書きください。

Ⅱ．非常勤教職員の方へ伺います（別紙速報を参照願います）

Ｑ非常勤講師の方の授業単価を引き上げるよう要求していきましたが、改正に至りませんでした。富山県や石川県など2800円台になっており、2460円は全国最低と県教委も認めています。授業単価の引き上げについて意見や要望をお書きください

Ｑ会計年度任用職員制度で、窓口業務など週29時間以上勤務者に一時金（6月、12月とも1.3月分）が支給されることになりましたが、非常勤講師の方々は1校当たり14時間が上限となっており支給されないこととなりました。1時間当たりの授業を前後の時間も含めてカウントする県もあることから交渉でもその検討も求めてきました。一時金の支給について要望意見をお書き下さい。

Ｑ授業単価及び一時金の支給で前進できなかったことから、改善要求の多かった問題作成、成績処理を業務として認めさせる交渉を強化しました。その結果、週当たり授業時数で段階的に成績処理業務に報酬を支払うこととなりました。交渉では年間6回をモデルパターンも示して説明していましたが、試験回数で5回とした校長もいたとの報告があり県教委に指導させました。成績処理業務に関して問題点・要望意見はありませんか。

Ｑ新型肺炎感染症による臨時休校中の勤務について別紙のように認めさせることができましたが、4月以降実績休になったことも含めて問題や改善点はありませんか。

Ｑ学校業務について、昨年度のアンケートでも問題作成や成績処理に校務パソコンが必要、生徒指導等情報が無い、辞令が遅い・勤務条件に対する説明がないなど切実な声が届いています。学校勤務の課題を教えて下さい。

Ｑその他、非常勤教職員の方々の勤務労働条件に関して要望・意見をお書きください。